## 【受験生の方へ】

## 新型コロナウイルス感染症に関する注意について

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、令和2年1月28日に同感染症を指定感染症 に指定する政令等が公布されました。

東京医科歯科大学の入学試験では、学校保健安全法施行規則で規定されている感染症 (指定感染症を含む)に罹患して治癒していない場合、入学試験の受験は出来ませんの で注意して下さい。

新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されておりますので、人混みへの外出は避け、マスクの着用と手洗い、うがいを励行し、受験に向けてしっかりと予防に努めて下さい。

今年度の入学試験においては、監督者の許可を得る必要は無く、試験時間中マスクの着用を認めます。ただし、写真照合の際には監督者からの指示に従ってマスクを一旦取り外して下さい。

試験場・試験室の出入り口に速乾性アルコール消毒剤を設置しますので、手指消毒を行って下さい。

また、感染症により入学試験を受けられなかった場合には、原則、追試の特別措置及び 入学検定料の返還は行いませんのでご了承下さい。

なお、新型コロナウイルス感染症に関する対応の最新情報については、大学ホームページで確認して下さい。